

口頭により開示請求をすることができる個人情報（平成13年岩手県告示第684号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
事務の種類	開示する内容			事務の種類	開示する内容		
[略]				[略]			
岩手県立産業技術短期大学校（推薦入学試験）	[略]			岩手県立産業技術短期大学校（推薦入学試験（ <u>学校推薦入学試験（専門高校・総合学科）を除く。</u> ））	[略]		
岩手県立産業技術短期大学校（一般入学試験）	<u>〃</u>	[略]		岩手県立産業技術短期大学校（ <u>推薦入学試験（学校推薦入学試験（専門高校・総合学科）に限る。</u> ））	面接の得点	<u>〃</u>	<u>〃</u>
[略]				岩手県立産業技術短期大学校（一般入学試験）	筆記試験及び面接の得点	[略]	
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。